

議案第8号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議会の議決を求める。

1 権利の内容

債務者に対して市が貸し付けた住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権

2 放棄する権利の金額

- (1) 住宅新築資金貸付金 6, 336, 883円
- (2) 宅地取得資金貸付金 3, 099, 789円

3 債務者

住居所不明

○ ○ ○ ○

4 放棄の理由

昭和59年3月30日に債務者に対して市が貸し付けた住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金の未償還額について、平成11年に債務者が住居所不明となり、また平成15年11月22日に保証人に対し破産の免責決定確定がされたことから、債権の回収が不能となったため、権利の放棄をしようとするものである。

令和2年2月21日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、この案を提出するものである。